

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第 1 号

香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部を改正する規則

香芝市有料公園施設の管理に関する規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「香芝市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 2 2 条ただし書の規定により、」を「香芝市長の権限に属する事務の香芝市教育委員会に対する委任及び補助執行に関する規則（令和 4 年規則第 3 5 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、香芝市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 0 日から施行する。